

産業廃棄物行政において税という手法を用いること に関する中間的な論点の整理（案）

1 はじめに

産業廃棄物の処理に関しては、平成12年の廃棄物処理法改正以降、排出事業者責任が強化され、排出事業者責任の下での適正な処理の確保に向けた施策が産業廃棄物行政を担当する都道府県及び保健所設置市並びに国においてそれぞれ進められてきているところであるが、確実かつ適正な処理を実現していくため、さらに発生抑制、再使用、再生利用などによる産業廃棄物の減量化、産業廃棄物処理業者の優良化、優良な処理施設設置の円滑化などを進めていく必要がある。

また、平成12年4月1日から施行された地方分権一括法による地方税法改正によって、課税自主権の尊重、活用を図る観点から法定外目的税が創設され、具体的な法定外目的税の導入が地方公共団体において進められているところであり、産業廃棄物行政の分野においても、三重県を始め、中国3県（鳥取県、岡山県、広島県）、北九州市、北東北3県（青森県、岩手県、秋田県）、滋賀県、奈良県、山口県、新潟県で、産業廃棄物に係る法定外目的税の条例が制定されている。

産業廃棄物に係る法定外目的税は、産業廃棄物行政の観点からは、産業廃棄物の減量化、産業廃棄物処理業者の優良化、優良な処理施設設置の円滑化などの地方公共団体の具体的施策を充実強化していくための財源となるものであり、産業廃棄物行政の有意義な政策手段として位置付けることができるものと考えられる。

こうしたことを踏まえ、また、平成14年11月22日の中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会意見具申の中で「税という手法については、さらに詳細に検討する場を別途設けることが必要」とされたことを受けて、本年1月から本検討会が開催され、産業廃棄物に係る法定外目的税を導入した地方公共団体からのヒアリング等も経ながら、検討が進められてきた。

中央環境審議会意見具申抜粋「産業廃棄物分野の構造改革を強力に進めていく中で、その一つの手段として、産業廃棄物行政に税という手法を位置付けていくことについて、リサイクル等の技術開発支援、適正な処理施設の立地促進のための周辺環境整備などの手段として検討することは有意義であると考えられるため、税という手法については、さらに詳細に検討する場を別途設けることが必要である。」

そこで、今般、産業廃棄物政策において税という手法を用いることについて整理すべき論点を中心に、中間的なとりまとめを行うこととした。この中間的なとりまとめが、関係者の産業廃棄物に係る税についての理解や評価及び地方公共団体における税に関する検討の参考となるとともに、産業廃棄物に係る税をめぐる議論が深まることを期待したい。

2 産業廃棄物に係る税の基本的な考え方について

(1) 産業廃棄物に係る税の目的

本検討会においてヒアリングを行った三重県、鳥取県、北九州市、岩手県及び滋賀県からの説明によれば、産業廃棄物行政の観点から見た税導入の背景や税の目的は、おおよそ次のとおりである。

[三重県]

- ・ 最終処分場のひっ迫を一つの要因として不法投棄などの不適正処理が発生し、その結果産業廃棄物処理に対する住民の不信感が増大し、新たな産業廃棄物処理施設設置が困難になるという悪循環が生じていた。
- ・ 関西圏、中京圏という大都市圏に挟まれた地理的状况にあり不法投棄が多発しやすい中で、このような悪循環を断ち切るためには従来の枠を超えた事業（施策）を展開することが必要であった。
- ・ そこで、そのための新たな財源を確保することを目的として産業廃棄物に係る税が導入された。
- ・ 税収は、発生抑制など排出事業者等の取組を支援する事業及び県民の産業廃棄物処理に対する信頼を回復し最終処分場の確保の円滑化を図る事業に充てている。

[鳥取県]

- ・ 管理型最終処分場からの汚泥流出事故をきっかけに住民の反対運動が強まり、最終処分場の整備が困難になった。
- ・ 県は、情報公開や監視員制度の導入など一定の要件を満たした産業廃棄物処理施設に対して認定を行い、周辺整備に要する費用を交付することとしたが、その支援措置に対して設置者に何らかの負担を求める制度の検討を始めたことが、税の検討を始める1つのきっかけであった。
- ・ そこで、産業廃棄物処理施設の設置を促進するための施策及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てることを目的として産業廃棄物に係る税が導入された。
- ・ 税収は、その全額を基金に積み立て、そこから産業廃棄物処理施設の設置を促進するための施策や事業者及び産業廃棄物処理業者等によるリサイクルを促進するための施策に充てている。

[北九州市]

- ・ 北九州市は、工業都市として発展する過程で、民間や公共関与による産業廃棄物の埋立処分場が安定的に確保されたことにより、中間処理業者が更に増加し、処理技術の蓄積や処理・処分料金の低廉さ等もあいまって、市外からの産業廃棄物を大量に受け入れ、市外には比較的少量の産業廃棄物を搬出しているという構造にある。
- ・ こうした構造の下に、北九州市の企業活動の円滑な発展のためには、静脈産業発展の基盤である最終処分場の確保は不可欠であった。
- ・ 一義的には各種の環境施策を実施するための持続的で安定的な財源確保を目

的としている。

- ・ 税収は、基本的に廃棄物の適正処理、まちづくりの関係、リサイクル・資源化技術に対する研究開発の支援事業、新しい環境産業の創造のための施策に充てる。

[岩手県]

- ・ 循環型地域社会を実現するにあたっての制度的整備や、我が国最大級の不法投棄事件を教訓にした不法投棄の未然防止のための法制度整備が必要とされていた。
- ・ そこで、産業廃棄物の発生抑制、リサイクル推進その他適正な処分に係る施設に要する費用に充てることを目的として産業廃棄物に係る税を導入する。
- ・ 税収は、企業内ゼロエミッションや、企業団地などでのゼロエミッションなどの環境産業を育成するための施策への補助に充てる。

[滋賀県]

- ・ 三重県が産業廃棄物税の導入を公表したのをきっかけに資源化されない廃棄物の排出量と最終処分量に係る目標を設定した。
- ・ そこで、産業廃棄物の発生抑制、再生利用、その他適正な処理に係る経費に充てることを目的として産業廃棄物に係る税を導入する。
- ・ 税収は、循環型社会推進のための産業廃棄物減量の推進、資源化施設等の整備推進、産業廃棄物処理情報の共有化の推進、及び不法投棄のない社会構築の推進のための施策に充てる。

以上の地方公共団体における産業廃棄物に係る税の導入経緯を踏まえると、産業廃棄物に係る法定外税導入の背景、税の目的は次のとおり整理できる。

産業廃棄物は排出事業者が処理責任を担うとする以上、処理する場所の選択及び確保は排出事業者が行い、排出事業者がこの責任をきちんと果たし、適正に処理される限り、都道府県の区域を越えて処理されるかどうかは問題とならない。しかし、産業廃棄物行政を担当する都道府県の立場から考えると、産業廃棄物が処分される場所の都道府県においては、産業廃棄物の適正処理に対する社会的関心が高まっている中で、監視やその他の適正処理を確保するための行政事務に要するコストが大きくなっているという事情がある。特に産業廃棄物の流入が多い都道府県においては、より深刻な事情にある。

また、そのような適正処理を確保するための事務のほか、処理施設設置及び確保の円滑化のための周辺環境整備や、産業廃棄物処理の上流側である発生段階での発生抑制等の対策を促進するための支援策などの新たな施策を展開することが求められている中で、ますます都道府県の行政事務に要するコストは増大している。

そして、産業廃棄物行政における施策の充実強化及び新たな施策の展開をするためには、新たな財源を確保することが必要となることから、産業廃棄物に係る税が導入されたものである。

このように、産業廃棄物処理をめぐる地域の特殊性に応じ、不適正処理を防止するための監視等の行政事務の充実強化や新たな施策を行うにあたって、その財源を確保するために産業廃棄物を対象とした税を導入することは、一定の合理性を有すると考えられる。

税収を充てる新たな施策としては、地域の特殊性に応じ多様な施策が採られるものであるが、発生抑制・再使用・再生利用など処分量をより減量化させる排出事業者等の取組に対する支援などの施策、処理施設設置・確保の円滑化のための施策、処理業者の優良化を図るための施策などが基本的なものとして考えられる。

一方産業廃棄物行政においては、発生抑制等の減量化を進めるということが最も重要な政策の目標であることから、排出事業者を納税義務者とするという課税の方式を採用することを始め、発生抑制等の減量化に少しでもつながるように、税を発生抑制等の減量化の手段として位置付けようとすることは自然な道筋ではある。

しかし、現在導入されている税の場合、発生抑制等の減量化を直接の目的とする税率が設定されている訳ではなく、むしろ税収を発生抑制等の減量化を促進する施策を含めた産業廃棄物に係る施策に充てるという仕組みとされている。すなわち、発生抑制等の減量化は、いわば税収により展開する施策で達成しようとする間接的な目的であって、税の目的の実質は、施策の充実強化・新たな展開のための財源確保にあると考えられる。もし仮に、発生抑制そのものを税の直接的な目的とするならば、発生抑制等の減量化の効果を予め解析しておくことが必要である。

(2) 課税の根拠となる考え方

産業廃棄物に係る法定外目的税の法的な根拠は地方税法にあるが、法的根拠とは別に、なぜ産業廃棄物処理に課税するのかということの根拠となる考え方を明確にすることは、背景、目的と同様に、税について広く関係者が考える際の出発点ともなる重要なポイントである。

産業廃棄物処理に課税する根拠となる考え方は、地方公共団体の説明を斟酌すると次のように整理できる。

既に課税の背景として述べたように、発生した産業廃棄物が処分される場所の都道府県では、流入分も含め処分される廃棄物が多い程、監視やその他の適正処理を確保するために講じる行政事務に要するコストが大きくなるという事情が存在する。

そして、都道府県の行政コストが著しく増加する一方、産業廃棄物の排出事業者及び処分業者にとっては、都道府県の施策の充実により、産業廃棄物を処分できる場所をより容易に確保できるなど、円滑に産業廃棄物を処理することができる。

すなわち、発生抑制がされたとしても、なお発生する産業廃棄物の多くは発生する場所とは異なる場所で再生利用による減量化を含めた中間処理や最終処分が行われるものであり、処分される場所において、監視やその他の適正処理を確保するための行政事務に要するコストの一部を、処分される場所が確保されることによって受益する者が公平に負担するという考え方に結びつく。

このように産業廃棄物を処分する場所を確保することができるという排出事業者及び産業廃棄物処理業者の応益性に着目して産業廃棄物処理に課税し、その税収を財源として処理施設の設置・確保の円滑化のための施策や、これらの事業者による減量化を促進する施策を実施するということは、税という手法を政策目的を達成するために用いることが明確になり、一定の合理性を有すると考えられる。また、このような課税の根拠となる考え方を踏まえれば、施策を実施するための財源とする目的税である方が導入にあたっての合意形成が得られやすいと考えられる。

(3) 産業廃棄物に係る税の効果と影響

産業廃棄物処理に課税し、その税収を発生抑制等の減量化を促進する施策に充てることによって、処理料金に課税分が上乗せされることや施策の効果として、発生抑制、再使用、再生利用等による減量化が進むという効果が期待される。

その一方で、発生抑制等以外の好ましからざる課税回避行動として、不法投棄の増加、課税される区域外からの産業廃棄物の流入の抑制（単に他の課税されない区域にまわる）、課税される区域からの産業廃棄物の追い出しといったことが起こる可能性も考えられる。

こうした、税の効果と影響に関する考え方は次のように整理できる。

処理料金に課税分が上乗せされることによって、発生抑制等の減量化効果が得られるかどうかは、課税分と発生抑制や再生利用等を付加的に行う場合のコストの増加分との比較によると考えられ、発生抑制等によるコスト増が課税分を上回れば、発生抑制等の効果が得られるとは考え難い。

この点、現在導入されている法定外目的税の場合、いずれも、産業廃棄物の種類によらず、トン当たり千円の税率で課税されているが、発生抑制等によるコスト増との比較を行って税率が設定されている訳ではなく、また、発生抑制等の効果があるかどうかについての実証的なデータはない。

処理料金の上昇傾向や、これまでの技術開発、建設リサイクル法によるリサイクルの義務化等の他の要因もあり、また、税の実質は、課税によって直接的に発生抑制等を進めるというよりは、税収を発生抑制等の減量化を促進する施策に充てるというものであるから、課税による直接的な効果ではなくむしろ、税の導入により得られる税収を産業廃棄物施策に充当することで施策がどのように充実・強化され、その結果どのような効果が得られたかを税を導入した地方公共団体において評価することが適切である。

処理料金に課税分が上乗せされることによって、発生抑制等以外の好ましからざる課税回避行動が現れるかどうかについては、処分先を課税されていない区域の都道府県に変更することによるコスト増が課税分よりも小さければ、課税される区域外からの流入が他の場所に振り替わるという影響が現れると考えられる。

好ましからざる課税回避行動に関しては、税を導入した県においては、導入されて

いる税率では課税される区域内からの追い出しが起こるような影響の有無について予測し、追い出しが起こるとは考え難いとしている。また、課税回避行動に起因する発生抑制等については、影響の有無についての実証的なデータはない。

このため、既に税の徴収が始められている三重県、中国3県と共同又は協力を得て環境省において、課税による影響について実証的なデータを収集し、解析することが必要であると考えられる。

また、全国的に導入が進めば、課税の影響により産業廃棄物が海外に流出する可能性も考えられることから、環境省において、こうした影響の有無について予測を含め分析することも必要であると考えられる。

(4) 目的や方式を統一的にするという考え方について

産業廃棄物に係る税について、納税あるいは税を徴収される立場にある排出事業者及び産業廃棄物処理業者からは、目的や方式を統一的にすることが適切であるという意見がある。他方、税という手段を用いるかどうかは、産業廃棄物処理の状況をめぐる地域的な特殊性があり、地方公共団体毎に多様な対応が想定されるため、この点を十分分析する必要があるという意見がある。

施策の充実強化・新たな施策を実施するための財源として産業廃棄物処理の分野に法定外目的税を導入するか否かは、現在、地方公共団体の自主性に委ねられているところである。これを前提として、上記のような両論があることを踏まえれば、産業廃棄物に係る税に関して、全国的に一律の制度とした方が良いのか、それとも地方公共団体の自主性に委ねていく方が良いのか、また地方公共団体の自主性に委ねるとしても、ある程度の標準があった方がよいのか、それとも完全に地方公共団体の自主性に委ねた方がよいのか、などについて産業廃棄物の円滑な処理を全国的に実現していくという観点に立って議論していく必要がある。

(5) 不法投棄対策との関係について

産業廃棄物に係る税を検討するにあたっては、不法投棄等の不適正処理への対処方策との関係についても論点になる。不法投棄された産業廃棄物は、不法投棄の行為者、関与者、不法投棄された産業廃棄物の排出事業者等の原因者の責任で原状回復されるべきものであるが、原因者不明や資力不足の場合には、都道府県が原状回復を行わざるを得なくなる。

こうした都道府県による原状回復に要する資金の支援制度として、平成9年の廃棄物処理法改正により産業廃棄物適正処理推進センター制度が創設され、平成10年6月以降の不法投棄を対象とする国と産業界で造成した基金による支援の仕組みが出来上がっている。また、平成10年6月以前の不法投棄については、国が都道府県を時限法に基づき財政支援する「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」が本年制定されている。

このように、原因者不明や資力不足により、都道府県が原状回復を行わざるを得な

い場合には、都道府県の負担を含め公費や産業界から基金に拠出された資金によって原状回復費用が賄われることになる。

このとき、都道府県の負担する費用には現在一般財源が充てられているところであるが、産業廃棄物に係る税が導入された場合には、その税収を充てるという考え方がある。これに対して、最終処分場等の処理施設への搬入に着目して課税する制度では不法投棄の原因者には課税できないことから、不法投棄とは関係がない納税者から徴収された税収が充てられることは適当でないという指摘があり、この場合、不法投棄の原因者に対して、本来納税すべきであった額を求償するための方策を検討する必要があると考えられる。

3 課税の対象やその他の産業廃棄物政策上の考え方について

(1) 課税の対象等と産業廃棄物処理との関係

現在導入されている産業廃棄物に係る法定外目的税では、中間処理施設と最終処分場への搬入を課税の対象とする場合や、最終処分場での処分を課税の対象とする場合など、いくつかのバリエーションがあるが、発生から最終処分までの一連の産業廃棄物処理の中で、どの段階で、誰に課税すると、産業廃棄物処理にどのような効果と影響があるかを分析することは、課税の対象の選び方について産業廃棄物政策の観点から評価をする上で重要である。

同様に、多量排出事業者に限って課税することや、処理プロセス段階で税率を変えることについても、産業廃棄物処理にどのような効果と影響があるかを分析することが重要となる。

また、産業廃棄物の種類によって処理の方法や処理費用に相当の違いがある一方で、現在導入されている産業廃棄物に係る法定外目的税ではおしなべて税率を1トン当たり千円としているが、このことが産業廃棄物の処理にどのような効果と影響をもたらしているのかを分析し、産業廃棄物政策の観点から評価することも今後の課題である。

産業廃棄物処理の市場では最終処分場がひっ迫していることを背景に最終処分業者の方が中間処理業者よりも優位に立っており、最終処分業者は中間処理業者に対して処分料金に課税分を上乗せすることはできるが、中間処理業者はそれを排出事業者に転嫁しにくいという見方がある。そして、このような見方から、最終処分業者と排出事業者の狭間にある中間処理業者が課税による上乗せ分を負担せざるを得なくなれば、中間処理業者にダメージを与え、かえって中間処理によるリサイクルや減量化の足かせになるのではないかという意見がある。このため、上記のような分析をするに当たっては、中間処理に与える影響を念頭におくことが重要である。

(2) その他の産業廃棄物に係る税をめぐる考え方について

産業廃棄物に係る税について、最終的に消費者に転嫁できるというメカニズムができないままでは、弱い者いじめになるのではないかという意見がある。最終的に消費者に転嫁できるメカニズムとは、排出事業者が納税義務者となる場合は、商品価格に上乗せすることで税を消費者に転嫁し、処分業者が納税義務者となる場合についても、処理代金に上乗せすることで排出事業者に転嫁し、さらにその排出事業者は商品価格に上乗せすることで最終的に消費者に転嫁していくという仕組みである。そのような仕組みを確立することで、産業廃棄物処理の市場が健全化されていないために、処分業者が排出事業者に課税分を料金に上乗せして請求できないというような事態が回避され、また、消費者の判断に応じて産業廃棄物の排出が少ない企業が選択され、産業廃棄物の排出量が減少していくことにつながるという考え方である。

地方公共団体において、産業廃棄物は迷惑なものなので、処理施設設置に当たって周辺住民の同意を要件としたり、都道府県の区域外からの産業廃棄物の流入を抑制したりするような施策を実施していることがある。このような施策は、処理施設の設置等産業廃棄物の円滑な処理を阻害するので、税を導入して産業廃棄物が円滑に処理されるように施策の充実を図る以上、地方公共団体としてはバランスを持って、円滑な処理を阻害している施策は変更していくというようなことがなければ、税ありき、ほかの部分は一切変えないということになり、ますます処理がいきづまり閉塞感が出てくるという意見がある。

一方、地方公共団体にとって最終処分場、中間処理施設を含めて、迷惑施設だという考え方があるのは事実であるが、処理施設が必要なことは地方公共団体は十分認識し、処理施設の確保については、将来を見通して対応してきているところもあるという意見がある。

こうした意見を踏まえ、税を産業廃棄物施策の財源とし、産業廃棄物の確実かつ適正な処理をめざしていく以上、最終処分や中間処理を阻害するような措置をとっている場合には、税の導入に伴ってそうした措置を変更していくことも必要であると考えられる。

4 今後の検討に当たって

本検討会では、これまで産業廃棄物行政と政策手段としての税の在り方について検討してきた。しかし、産業廃棄物政策において金銭負担を課するという手法を考えるときに、税という手法以外にも課徴金、分担金など複数の選択肢があり得る。税を検討するにあたっては、そうした税以外の手法を用いることで産業廃棄物問題のどのような課題に対応することができるのかについて予め検討しておくことが必要と考えられる。

また、産業廃棄物の処理費用は一般廃棄物と比較しても上昇しており、そこに実際課税されるとなるとその分が上乗せされ、一般廃棄物に関する金銭負担と産業廃棄物に関する金銭負担の格差が拡大していくことになる。このことが、廃棄物行政全体の政策体系でアンバランスを生じさせることにならないよう留意が必要である。

本検討会で税の在り方の検討を進めていくにあたっては、既にいくつかの地方公共団体で税を含めた政策展開を実際行っている中、本検討会が税について考えるということ自体が地方公共団体に対してどういう意味を持っているのか、また、本検討会の意思表示のありかたはどのようなものとすべきかについては、留意しなければならない。このような点を踏まえ、これから産業廃棄物に係る税を導入しようとする地方公共団体の動向も踏まえて慎重に検討していく必要がある。

各県市の産業廃棄物に係る税条例の概要

地方公共 団体名	三重県・滋賀県	鳥取県・岡山県・広島県 青森県・岩手県・秋田県 奈良県・山口県・新潟県	北九州市
概略図			
課税客体	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場における産業廃棄物の埋立処分
課税標準	最終処分場への搬入 当該産業廃棄物の重量 中間処理施設への搬入 当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の重量
納税義務者	産業廃棄物を最終処分場又は中間処理施設へ搬入する事業者	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	最終処分業者及び自家処分事業者

産業廃棄物税（法定外目的税）の導入・検討状況

(平成15年7月11日現在)

団体名等	課税目的	納税義務者	課税対象
三重県 産業廃棄物税 H14.4 施行	産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため	排出事業者（年間1000トン以上） （申告納付による）	県内の中間処理施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物 （1トン千円）
鳥取県 産業廃棄物処分場税 H15.4 施行	産業廃棄物処理施設の設置促進のための施策及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため	排出事業者 又は中間処理業者 （県内の最終処分業者からの特別徴収による）	県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物 （1トン千円）
岡山県 産業廃棄物処理税 H15.4 施行	産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの促進、最終処分量の減量化を図り、税収を産業廃棄物対策に充てるため		
広島県 産業廃棄物埋立税 H15.4 施行	産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他適正な処理に要する費用に充てるため		
北九州市 環境未来税 H15.10 施行予定	環境未来都市の建設を目指し、廃棄物の適正な処理の推進、リサイクル関連事業の支援等の環境施策に要する費用に充てるため	市内の産業廃棄物の最終処分業者及び市内の自社処分企業 （申告納付による）	市内の最終処分場で処分する産業廃棄物（1トン千円。当初3年間は500円）
岩手県 産業廃棄物税 H16.1 施行予定	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処分に係る施策に要する費用に充てるため	排出事業者 又は中間処理業者 （県内の最終処分業者からの特別徴収による）	県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物 （1トン千円）
青森県 産業廃棄物税 H16.1 施行予定	産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため		
秋田県 産業廃棄物税 H16.1 施行予定	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため		

滋賀県 産業廃棄物税 H15.3 条例成立	資源循環型社会の構築に向けて、産業廃棄物の発生抑制、再生利用その他適正な処理に係る経費に充てるため	排出事業者（年間500トン以下の事業者除く。県外の中間処理業者を含む。） (申告納付による)	県内の中間処理施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物 (1トン千円)
奈良県 産業廃棄物税 H15.3 条例成立	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため	排出事業者 又は中間処理業者 (県内の最終処分業者からの特別徴収による)	県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物 (1トン千円)
山口県 産業廃棄物税 H15.7 条例成立	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する費用に充てるため	排出事業者 又は中間処理業者 (県内の最終処分業者からの特別徴収による)	県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物 (1トン千円)
新潟県 産業廃棄物税 H15.7 条例成立	産業廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため	排出事業者 又は中間処理業者 (県内の最終処分業者からの特別徴収による)	県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物 (1トン千円)

北海道は、条例案を平成14年11月議会に上程、継続審議となったが、15年3月の議会で否決廃案。福岡県の資源循環促進税制を考える専門家会議は、焼却施設と最終処分場への搬入に課税する仕組みを提示。県は、九州の各県に共同での導入を呼びかけている。

東京都は、平成13年首都圏の七都県市首脳会議に、産業廃棄物税の一斉導入を提案。

四国4県が、産廃税研究会を設置して共同で検討中。四国知事会議は導入時期で足並みをそろえることで一致。

このほか、宮城県、福島県、京都府、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県において検討中。